

学校法人大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン

学術研究は、研究者の自由な発想と不断の着実な努力の上に成り立つものであり、その成果は、人類の進歩と発展、世界の平和及び地球環境の保全に貢献するものである。このため研究者には学問の自由が与えられ、自らの専門的な判断に従って真理を探究することが許されているが、同時に研究者自身による倫理的な自己規律が求められている。

すなわち、学術研究がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、研究者が社会に対する説明責任を果たし、自らの研究行動を厳正に律することができるよう倫理的規範を確立する必要がある。

こうした基本認識の下、ここに学校法人大手前学園の各設置校(以下、「本学」という。)における健全な学術研究と社会との共生のために、学術研究活動の倫理に関するガイドラインを次のとおり定める。

1. 目的

本ガイドラインは、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な倫理指針及び研究者としての行動の規範を定めるものとする。

2. 対象

本ガイドラインにおける「研究者」とは、本学に所属する教員、研究者のほか、本学で研究活動に従事するすべての者を指し、学生も研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

3. 本学の責務

(1) 本学は、研究者の研究倫理に関する意識を高め、研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、研究活動及び研究費の適切な管理・運営、あるいは公正な研究実施環境の整備などについて必要な措置を講ずる。

(2) 本学は、研究活動あるいは研究費の取扱いに不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

4. 研究者の責任と行動

(1) 研究者の責任：研究者は、自らが生み出す知的資産の質を担保する責任を有し、その研究が人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の保全などに及ぼす影響について責任を有する。また研究者が生み出した成果は、次の世代に引き継がれ、豊

かな人類社会の実現に寄与する。したがって、研究者の行動は、自らの世代だけではなく、後続の世代での成果をも左右することに鑑み、大きな責任があることを認識すべきである。

(2) 研究者の行動：研究者は、学術研究における自主性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に誠実に判断し、行動するとともに、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示すよう最善の努力をする。また、研究者は自らの専門知識・能力の維持向上に努め、学術研究と社会との関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力する。

(3) 研究活動：研究者は、研究の計画・申請・実施・報告などのあらゆる局面において、本ガイドラインの趣旨を踏まえて誠実に行動する。研究費の適正使用を徹底し、ねつ造・改ざん・他者の研究成果等の盗用あるいは研究費の不正使用などの不正行為を行わず、また加担しない。なお、研究費の支出にあたっては、不正行為の発生を未然に防ぐため、職員等と密接に連携を図りながら適正な使用に努める。

(4) 説明と公開：研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を積極的に公開し、説明する責務を負う。研究成果の公表にあたっては、データや論拠の信頼性の確保に向けて十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本とする。公表した成果に関する研究・調査データ等は適正に記録・保存し、求めに応じて公開する責務を負う。

(5) 法令の遵守：研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用にあたっては、関係法令や規則、使用ルール等を遵守する。

(6) 契約内容の遵守と守秘義務：研究者は、研究や知的財産に関する契約を締結する際には、本学が定める手順に則り行い、契約書の内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。

(7) 研究対象及び環境・安全への配慮：研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、個人情報管理に留意する。実験動物に対しては生命倫理を尊重する。また、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、法令、関係省庁・学会の指針及び本学規則等を遵守する。

(8) 差別の排除：研究者は、研究活動のすべての領域において、属性や思想・信条などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の人格と自由

を尊重する。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動を取らない。

(9) 利益相反:研究者は、自らの研究の成果と、自ら獲得しうる社会的、経済的利益との関わりにおいて、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、社会からの疑念を招かないよう適切に対応する。

3. 研究を支援する職員の責任

職員は、研究者の学術研究活動を支援するにあたっては、本ガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等においては、不正行為を行わず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

附則

このガイドラインは、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。